5－4　ファクシミリ

⑴　品目及び判断の基準等

ファクシミリ	【判断の基準】 ①モノクロファクシミリ（インクジェット方式を除く。）にあっては、表1に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ②カラーファクシミリ（インクジェット方式を除く。）にあっては、表2に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ③インクジェット方式のファクシミリにあっては、表3に示された基準を満たすこと。 【配慮事項】 ①使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。 ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

備考）　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表1　モノクロファクシミリに係る標準消費電力の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）
ipm≦15	≦1.0
15＜ipm≦40	≦0.10×ipm－0.5
40＜ipm≦82	≦0.35×ipm－10.3
82＜ipm	≦0.70×ipm－39.0

備考）1　「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、すべての場合において、算出されたipm速度は、最も近い整数に四捨五入される。1ipm（分当たりの画像数）とは、1分間にA4又は8.5″×11″の用紙1枚の片面を印刷することとする。A4用紙と8.5″×11″用紙とで異なる場合は、その2つの速度のうち速い方を適用する。表2において同じ。

2　標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則　別表2－3の3．⑴」による。表2において同じ。

表2　カラーファクシミリに係る標準消費電力の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）
ipm≦32	≦0.10×ipm＋2.8
32＜ipm≦58	≦0.35×ipm－5.2
58＜ipm	≦0.70×ipm－26.0

表3　インクジェット方式のファクシミリに係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
5分	≦1.4W	≦1W

備考）1　「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。

2　スリープ時消費電力の基準は、本表の印刷エンジンのスリープ消費電力に表4の追加機能に対する許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。

3　消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則　別表2－3の3．⑵」による。

表4　追加機能及びその許容値

種　　類	第1許容値(W)	第2許容値(W)
転送可能速度が20MHz未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	0.3	0.2
転送可能速度が20MHz以上500MHz未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	0.5	0.2
転送可能速度が500MHz以上の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	1.5	0.5
無線周波数の無線方式によりデータを転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	3.0	0.7
外部装置（カード／カメラ／記憶装置等）が接続可能な設計の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	0.5	0.1
赤外線技術によってデータ転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	0.2	0.2
個別の内部記憶装置（ストレージ）ドライブ（ＳＣＳＩ等外部ドライブ又は内部メモリに対するインターフェイスは含まれない）	—	0.2
冷陰極蛍光灯（ＣＣＦＬ）又はその他技術のランプを使用するスキャナ	—	0.5
ＰＣがないと印刷／複写／スキャンができない、ＰＣを基本とするシステム	—	－0.5
コードレス電話用通信システム	—	0.8